

2025年1月31日

各位

パナソニック マーケティング ジャパン株式会社
代表取締役 堤 篤樹

建設業法に基づく監督処分について

このたび弊社は、2021年7月16日付「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した資格の不正取得及び2022年9月29日付「外部調査委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した現場配置技術者の不設置に関して、本日付で国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。弊社では本処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて以下の対応を実施させて頂きたく存じます。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分の概要

(1) 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- ① 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ・ 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ・ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等継続的に行うこと。
 - ・ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- ② ①について講じた措置（当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

(2) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- ① 停止の対象となる営業の範囲
全国における建築工事業、電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する営業
- ② 営業停止期間
2025年2月15日から2025年3月8日までの22日間

(3) 処分の理由

建設業法第15条第2号及び第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を専任技術者又は主任技術者として営業所又は工事現場に配置していた。また、2022年9月29日に技術者不配置問題にかかわる外部調査委員会による調査結果で公表したとおり、建設業法第26条の規定に違反して、複数の工事現場において主任技術者を配置していなかったことが確認された。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

2. 営業停止期間中の対応について

本処分を厳粛に受け止め、すべての建設工事に係る請負契約の締結、入札、見積り及び交渉等を停止いたします。

なお、上記営業停止期間に先立ち、本日より、営業を自主的に停止いたします。

3. 契約解除について

建設業法第29条の3第5項の定めにより、弊社との間で締結済の建設工事の請負契約を解除することが可能です。契約の解除を希望される場合には、下記までお問い合わせください。

4. 本行政処分に関する担当窓口

電話番号：0120-874-887

受付時間：10:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

【公表済のお知らせ一覧】

2022年9月29日 外部調査委員会からの報告書受領に関するお知らせ ①

2022年9月29日 外部調査委員会からの報告書受領に関するお知らせ ②

2022年5月26日 主任技術者不配置等に関する外部調査委員会の設置について

2022年2月25日 第三者委員会からの施工品質に関する調査受領のお知らせ

2021年7月16日 第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ

2020年11月27日 施工管理技士資格等に関する第三者委員会の設置について

以上